平成２１年（フ）第１８８５号
札幌市白石区川下１条６丁目１番36号
債務者　石毛久美子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０５号
札幌市白石区平和通６丁目北９番７号　セピアハウス
債務者　附田　美代
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０６号
札幌市白石区平和通６丁目北９番７号　セピアハウス
債務者　白幡　和之
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６６号
札幌市白石区東札幌２条５丁目５番５号　シティハウス305号
債務者　影山　広行
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８２号
札幌市西区琴似４条２丁目３番30号　サニーパレス102号室、住民票上の住所札幌市北区篠路町上篠路60番地７
債務者　江原　久惠
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８９号
札幌市中央区南14条西６丁目４番26号　マンション美崎103号
債務者　盛田　良子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１９号
札幌市手稲区曙２条２丁目２番２号
債務者　笹井　敏昭
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３１号
札幌市東区北23条東17丁目１番１号　マンション満205号
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８９号
北海道江別市上江別南町31番地の８
債務者　深谷　隆雄
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の92
債務者　中村　博之
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第１５号
北海道網走市駒場南６丁目３番９号
債務者　庭山千砂子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字平田沢１番地７
債務者　釜石　正和
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４４２号
岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地100番地11、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰字七久保69番地　町営第二希望ヶ丘住宅54号
債務者　杉村　純子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９１号
群馬県高崎市吉井町小串191番地３
債務者　河原　良一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１９２号
群馬県高崎市吉井町小串191番地３
債務者　河原　克江
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４５号
群馬県高崎市下之城町179―６　サンハピネスビルディング202号、住民票上の住所群馬県渋川市赤城町持柏木525番地
債務者　古謝　　理
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４７号
群馬県高崎市小八木町597番地11
債務者　東谷　智子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２５６号
群馬県高崎市中豊岡町388番地１
債務者　柳田　準一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部